

ニセコひらふ地区シンボル空間整備運営事業

基本協定書（案）

倶知安町

【 】

【 】

【 】

(このページは、白紙です。)

ニセコひらふ地区シンボル空間整備運営事業 基本協定書（案）

倶知安町（以下「甲」という。）と、【 】を代表企業、【 】、【 】、【 】……を構成企業とするグループ（以下「乙」という。）との間で、以下のとおり「ニセコひらふ地区シンボル空間整備運営事業 基本協定書」（以下「基本協定」という。）を締結する。

第1条（定義）

基本協定で用いる用語は、基本協定に別段の定義がなされている場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、募集要項に定義された意味を有するものとする。

第2条（目的）

基本協定は、ニセコひらふ地区シンボル空間整備運営事業（以下「本事業」という。）に関して、乙が優先交渉権者として決定されたことを確認し、①観光地域交流・交通拠点複合施設整備運営事業（以下「本特定事業」という。）に関する基本協定、事業契約及び指定管理協定、②観光地域交流・交通拠点複合施設への民間施設合築事業に関する事業用定期借地権設定契約、③町有地を活用した民間施設設置事業に関する土地売買契約並びに④ひらふ第1駐車場等整備運営事業に関する設計施工一括請負契約及び指定管理協定（以下これらを総称して「事業契約等」という。）の締結並びに本事業全体の統括管理に関し、甲及び乙の義務について必要な事項を定めることを目的とする。

第3条（連帯責任）

乙は、本事業の確実な執行を保証するため、本事業の完遂に対し連帯して責任を負うものとする。

第4条（事業契約等についての協議）

- 1 甲及び乙は、提示条件及び提案書類に基づき、事業契約等の締結に向けて誠実に協議するものとし、可及的速やかな事業契約等の締結に向けて最大限の努力を行うものとする。
- 2 甲及び乙は、事業契約等に関し、提示条件及び提案書類によっても不確定な事項については、募集要項等において示された本事業の目的に照らして協議するものとする。
- 3 甲及び乙は、事業契約等締結後も本事業の遂行のために協力するものとする。

第5条（事前準備）

乙は、事業契約等の締結前であっても、自己の費用と責任で本事業のスケジュールを遵守するために必要な準備行為を行うものとし、甲は、必要かつ可能な範囲において当該準備行為に協力するものとする。甲が当該準備行為に協力する場合においても、その費用は乙又は SPC（本特定事業の遂行予定者として設立される株式会社をいう。以下同じ。）の負担とする。

第6条（談合その他の不正行為による事業契約の不締結）

甲は、乙の構成員（乙を構成する代表企業及び構成企業をいう。以下同じ。）が本事業の優先交渉権者の選定手続に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、基本協定を解除すること及び事業契約等を締結しないことができる。この場合においては、乙の構成員に損害が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

- (1) 乙の構成員が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙の構成員が構成事業者として属している事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙の構成員に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙の構成員又は乙の構成員が構成事業者である事業者団体（以下「乙の構成員等」という。）に対して行われたときは、乙の構成員等に対する命令で確定したものをいい、乙の構成員等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、基本協定に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙の構成員に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙の構成員に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に乙の選定手続が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 乙の構成員（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 乙の構成員（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

第7条（暴力団排除に係る事業契約の不締結）

甲は、乙の構成員の代表者、役員又は実質的に経営を支配する者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力に該当するときは、基本協定を解除すること及び事業契約等を締結しないことができる。この場合においては、乙の構成員に損害が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

第8条（事業契約等の不成立）

- 1 事業契約等の締結に至らなかった場合、既に甲及び乙が本事業の準備に関して支出した費用

は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。ただし、甲が第5条に基づき、乙の準備行為に協力し、当該協力に関して支出した費用については、乙の負担とする。

- 2 前項にかかわらず、事業契約等の締結に至らなかったことに帰責事由がある当事者は、相手方に対して、損害賠償義務を負う。乙に帰責事由がある場合は、乙を構成する代表企業、構成企業の全員で連帯して損害賠償義務を負う。

第9条（統括管理業務）

- 1 乙は、提示条件、基本協定、事業契約等に基づき、次の各号に定める統括管理業務を実施する。
 - (1) 甲との調整業務
 - (2) 全体マネジメント業務
 - (3) エリア整備計画作成業務
 - (4) エリアマネジメント業務
- 2 基本協定締結後、乙は速やかに、本事業の全ての事業を統括し、マネジメントする統括管理責任者及び統括管理副責任者（以下「統括管理責任者等」という。）を選定し、甲の承諾を得る。統括管理責任者等を変更する場合も同様とする。

第10条（全体協議会）

- 1 甲及び乙は、基本協定締結後速やかに、本事業全体の円滑な実施のため、必要に応じて情報交換や業務の調整を図る、全体協議会を設置する。
- 2 全体協議会の構成員は、甲及び乙の協議により決定するものとする。
- 3 全体協議会は、各事業の設計、建設・工事監理、維持管理・運営の各段階において、関係のある事業責任者及び担当責任者が参加し、業務の進捗やセルフモニタリング結果を反映した要求水準確認記録、業務報告書等、業務段階に応じた内容を報告・協議するものとする。

第11条（事業全体スケジュール表等の提出）

- 1 乙は、基本協定締結後速やかに、事業全体スケジュール表（各種申請、関係者協議等の工程を含むもの）を作成し、甲へ提出して甲の承諾を得るものとする。
- 2 乙は、基本協定締結後 30 日以内に、管理方針、管理体制、管理方法等の管理計画、要求水準確認計画を示した統括管理計画書を作成し、甲へ提出して甲の承諾を得るものとする。
- 3 前項の統括管理計画書は、必要に応じて内容を見直すことができる。見直す場合は、見直した内容で統括管理を開始する 3ヶ月前までに、甲に提出して甲の承諾を得るものとする。
- 4 乙は、毎月の統括管理の実施結果を、要求水準確認記録を含む統括管理報告書として取りまとめ、翌月 10 日までに、甲に提出し、甲の確認を受けるものとする。なお、初回の統括管理報告書は、統括管理責任者決定日を含む月の翌月 10 日までに提出することを原則とするが、統括管理責任者を決定する日が確定した段階で、甲及び乙が協議の上、提出日を確定する。

第12条（甲との調整業務）

- 1 統括管理責任者等は、日常的に甲と積極的にコミュニケーションをとるよう努め、事業の進捗や課題等の実施状況を甲と共有するものとする。
- 2 本事業において問題が発生した場合、若しくは問題が発生することが予想される場合、乙は速やかに状況を把握し、甲へ連絡・報告を行うものとする。

第13条（全体マネジメント業務）

- 1 乙は、各事業について、設計から維持管理・運営にわたり、一体的に連携して個別業務を実施し、より質の高いサービスを提供できるよう、各事業及び個別業務を実施する各業務責任者との調整を行い、適切に円滑な業務の遂行を実現するものとする。
- 2 乙は、個別業務の実施状況及びセルフモニタリング状況をよく把握し、適切に管理することで、要求水準の未達を防止し、より質の高い町民サービスを提供するものとする。
- 3 乙は、事業期間中、本事業を一体的かつ安定的に継続していくための方策を提案し、実行するものとする。本事業の継続性を損なう事象が発生した場合、若しくは発生が予測される場合、乙は、速やかに甲に連絡すると共に、対応を協議するものとする。

第14条（エリア整備計画作成業務）

- 1 乙は、本事業に係る提案内容を踏まえて、整備コンセプト、実施体制、施設配置、施設計画、動線計画、事業スケジュールなどを取りまとめたエリア整備計画を作成するものとする。
- 2 乙は、前項のエリア整備計画について、地域住民・関係者を対象とする地域説明会を開催し、計画内容をわかりやすく説明するものとする。

第15条（エリアマネジメント業務）

- 1 乙は、基本協定締結後速やかに、甲、一般社団法人倶知安観光協会及び一般社団法人ニセコひらふエリアマネジメント等で構成する協議体を設けるものとする。
- 2 乙は、事業内容、実施体制、実施スケジュール、KPI等を整理したエリアマネジメント計画（長期、年次）を作成し、公表するものとする。
- 3 乙は、前項のエリアマネジメント計画について、地域住民・関係者を対象とする地域説明会を開催し、計画内容をわかりやすく説明するものとする。

第16条（秘密保持）

- 1 甲及び乙は、基本協定又は本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持すると共に、秘密情報につき責任をもって管理し、基本協定の履行又は本事業の実施以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、基本協定に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者（SPCを除く。）に開示してはならない。
- 2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 開示の時に公知である情報
 - (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - (3) 開示の後に甲又は乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情

報

- (4) 開示の後に開示した当事者の責に帰すべき事由により公知となった情報
- (5) 甲及び乙が基本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の定めにかかわらず、甲及び乙は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 守秘義務契約を締結した甲のアドバイザーに開示する場合

4 甲は、前各項の定めにかかわらず、本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他甲の定める諸規定に従って、情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

第17条（基本協定の有効期間）

- 1 基本協定の有効期間は、基本協定が締結された日を始期とし、事業契約等に定める本事業の終了日をもって終期とする期間とし、当事者を法的に拘束するものである。ただし、事業契約等が締結に至らなかった場合には、事業契約の不成立が確定した日をもって基本協定は終了するものとする。
- 2 基本協定の終了後も、第7条、第8条及び第16条の規定は存続するものとする。

第18条（基本協定の変更）

基本協定の規定は、全当事者の書面による合意がなければ、変更することはできないものとする。

第19条（準拠法及び裁判管轄）

- 1 基本協定は、日本国の法令を準拠法とし、日本国の法令に従って解釈される。
- 2 基本協定に関する訴訟その他の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第20条（規定外事項）

基本協定に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議により定める。

[以下、余白]

以上の証として、基本協定書を【 】通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 北海道虻田郡倶知安町北1条東3丁目3番地
倶知安町
倶知安町長 文字 一志 印

乙 (代表企業)
住 所
事業者名
代表者名 印
(構成企業)
住 所
事業者名
代表者名 印
(構成企業)
住 所
事業者名
代表者名 印